現況届けの提出は期限内に

母子家庭などに児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚等で父のいない児童や両親のいない児童など、父と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されます。ただし、公的年金（例えば老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている方（受けることができるようになった方を含みます）は、この手当を受給することはできません。

なお、手当の支給は監護・養育されている児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

【該当児童】

▽父母が離婚した児童▽父が死亡した児童▽父が政令で定める障がいの状態にある児童▽父が生死不明な児童▽父が1年以上遺棄している児童▽父が1年以上拘禁されている児童▽母が婚姻によらないで生まれた児童▽母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

◎所得制限により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

◎税法上の所得に加え、母または児童が児童の父から受け取る養育費を所得の範囲に含めます。

【現在受給されている方へ】

8月31日（土・日曜日を除く）までに現況届けを提出しなければなりません。この届けの提出が遅れたり、提出しなければ、支給が遅れることがあります。また、2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失います。

【持参するもの】児童扶養手当証書・住民票（世帯全員が記載されているもの）・印鑑・養育費等に関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書（対象者のみ）。その他添付書類。

詳しくは、市児童福祉課児童福祉係（市役所1階☎32・2114）まで。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、対象となる児童が20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で監護している方、または養育者に対して支給される手当です。

ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合や障がいのため公的年金を受けている場合は該当しません。

◎所得制限により全部支給停止の場合があります。

【現在受給されている方へ】

8月11日から9月10日（土・日曜日を除く）までに所得状況届けを提出しなければなりません。

【持参するもの】特別児童扶養手当証書・印鑑・その他添付書類

詳しくは、市児童福祉課児童福祉係（市役所1階☎32・2114）まで。

特別障害者手当 障害児福祉手当

著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児（者）の方に、その重度の障がいによって生じる特別の負担の軽減を目的として支給される手当があります。

ただし、福祉施設等に入所している場合や3カ月以上入院しているなど、それぞれの手当の支給要件に該当しないときは支給されません。また、所得により制限もあります。

※特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を現在受給されている方は毎年現況届けが必要です。

【提出期間】8月11日から9月10日（土・日曜日を除く）まで。

【持参するもの】印鑑と市役所から送付する書類（8月初旬に送付予定です）。

公的年金を受けている人は、年金証書および平成20年中の年金額が証明できるもの。

詳しくは、市介護福祉課障がい福祉係（市役所1階☎32・2279）まで。

◆自立支援給付金事業

●母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

●母子家庭高等技能訓練促進費等

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している方に限る）に訓練促進費等が支給されます。

【申込資格】母子家庭の母で、前年の所得が児童扶養手当支給水準と同様であり、教育訓練給付金にあっては、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができないこと等。

◆自立支援プログラム策定事業

●児童扶養手当受給者の自立を促進するために児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで、継続的な自立、就労支援を実施しています。

詳しくは、市児童福祉課児童福祉係（市役所1階☎32・2114）まで。

（注）このページの手続き等につきましては、坂野・立江両出張所では受け付けしておりません。ご了承ください。

＜貸切・観光バスのご用命は小松島市営バスへ。☎32・1111＞